

各 位

上 場 会 社 名 株式会社ハピネス・アンド・ディ
 代 表 者 代表取締役社長 前原 聡
 (東証スタンダード・コード 3 1 7 4)
 問合せ先責任者 取締役管理部長 丸山 誠
 電 話 番 号 0 3—3 5 6 2—7 5 2 5

**第三者割当による第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
 第 1 回無担保普通社債の発行
 並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー2025 モデル）の締結の件**

当社は、2025 年 10 月 17 日付の取締役会決議において、下記のとおり、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」といいます。)、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」といいます。)、及びBEMAP Master Fund Ltd. (以下「BEMAP」といい、LCAO 及び MAP246 とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による第 13 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）及び第 1 回無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）の締結を決議しましたので、その概要につきお知らせいたします（以下、本新株予約権及び本社債の発行並びに本買取契約の締結を総称して「本第三者割当」といい、本新株予約権及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

記

1. 募集の概要

＜第 13 回新株予約権＞

1.	割当日	2025 年 11 月 4 日
2.	発行新株予約権数	6,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
3.	発行価額	1,260,000 円（新株予約権 1 個当たり 210 円）
4.	当該発行による 潜在株式数	普通株式 600,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 351 円
5.	調達資金の額	373,583,000 円（注）
6.	行使価額及び行使価額 の修正条件	当初行使価額は、631 円とします。 2025 年 11 月 4 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 351 円（本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

7. 募集又は割当て方法 (割当予定先)	割当予定先との協議を行った結果、第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO 4,200 個 MAP246 600 個 BEMAP 1,200 個
8. 権利行使期間	2025 年 11 月 5 日（当日を含む。）から 2027 年 11 月 4 日（当日を含む。）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は 1 か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の書面による事前承認を要することを規定する本買取契約を締結する予定です。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

※本新株予約権（コミット・イシュー2025 モデル）の特徴

本新株予約権の発行スキームは、当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の数（600,000 株）をあらかじめ定め、本新株予約権の行使期間内に、割当予定先が原則として本新株予約権の全部を行使する旨を確約（全部行使コミット）する手法です。

また、上記の「全部行使コミット」に加えて、原則として①当初の 1 ヶ月間に合計 80,000 株（LCAO：56,000 株、MAP246：8,000 株、BEMAP：16,000 株）相当分以上の本新株予約権を行使すること（当初行使コミット）、及び②発行後の 1 年間で合計 300,000 株（LCAO：210,000 株、MAP246：30,000 株、BEMAP：60,000 株）相当分以上の本新株予約権を行使すること（中間行使コミット）が確約されます。

この「当初行使コミット」「中間行使コミット」及び「全部行使コミット」という 3 種類の行使コミットの組み合わせにより、段階的かつ確実な資金調達を実現するのが本スキームの特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。これまでの基本的なコミット・イシューは、「中間行使コミット」及び「全部行使コミット」のみであり、今回「当初行使コミット」を新たに追加したことで、行使コミット機能を強化しており、「コミット・イシュー2025 モデル」と命名しております。

	第 13 回新株予約権
発 行 数	6,000 個
発行価額の総額	1,260,000 円
行使価額の総額	378,600,000 円
行使価額の修正	修正日の属する週の前週の最終取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%（1 円未満切り上げ）
当初行使コミット	原則として 2025 年 12 月 4 日までに本新株予約権 800 個の行使をコミット
中間行使コミット	原則として 2026 年 11 月 4 日までに本新株予約権 3,000 個の行使をコミット
全部行使コミット	本新株予約権の権利行使期間中に、原則として本新株予約権の全部の行使をコミット
下 限 行 使 価 額	351 円

(注) 行使価額の総額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。

2. 募集の目的及び理由

ア. 当社グループの事業概要

当社グループは、当社と連結子会社2社から構成されており、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売を行っております。全国のショッピングセンター（以下「SC」といいます。）、商業施設を中心にブランド品のセレクトショップ（注）・ジュエリー専門店を店舗展開しております。

（注）「セレクトショップ」…小売店の形態の一種で、一つのブランドやデザイナーの商品だけを置くのではなく、会社の方針やバイヤー等のセンスで選んで品揃えし、生活様式や暮らし方を全体的に提案する店舗のこと。

当社グループの事業に係る位置づけは、次のとおりです。

当社は、全国のSCに「ハピネス」、「GINZA Happiness」の店舗を展開し、主に宝飾品・地金商品及びインポートブランド品を販売しております。また、当社商品の販売機会拡大を目的として、2019年8月期よりブランド品買取り事業者と協業による、下取り・買取り事業を開始しております。さらに、2025年8月期の下期より、インポートブランド品のヴィンテージ（リユース）商品取扱いを開始いたしました。順次取扱店舗を拡大し、同決算期末には57店舗中33店舗にて販売を行っております。

事業の特徴は以下のとおりです。

①店舗の基本コンセプト

人生の節目や大切な記念日に贈るプレゼント選びの場を提供する「アニバーサリーコンセプトショップ」を基本とし、高級感を重視した店舗に、宝飾品・地金商品及びインポートブランド品を豊富に品揃えし、「一流のおもてなし」と「お客様の立場でのご提案」によって、喜びや感動を提供できるような店づくりを目指しております。

②取扱商品

宝飾品	リング、ネックレス、イヤリング、ブレスレット等の輸入ブランドジュエリー、ダイヤモンドジュエリー、金・プラチナ等の地金商品
時 計	輸入ブランド時計、国内ブランド時計
バッグ・小物	ブランドバッグ、財布、キーケース、ネクタイ、サングラス、香水、テーブルウェア等

なお、インポートブランド品は商社等から円建てで仕入れており、国内商品は国内メーカー等から仕入れております。

③オリジナルブランド商品の展開

オリジナルブランドとして、h & d（エイチ アンド ディ）を展開しております。オリジナルブランドは、買いやすい値ごろ感、シンプルで飽きのこないデザイン、社会課題の解決テーマの包含を開発ポリシーとしております。

④店舗展開の特徴

当社店舗は、幅広い年齢層のお客様を対象としており、商圈人口、地域特性、立地条件、競合企業の動向、採算性等を考慮した結果、大都市周辺部及び地方都市のSCを中心に、主として大型及び中型店舗を展開してまいりました。今後においては、外部環境の変化を十分見極めつつ、SCとの共働に加えて、消費者動向・採算性等を検討し店舗展開を進めております。

株式会社A b H e r i（アベリ）は、強いブランド力のあるジュエリーを自社工房でデザインから一貫して製作し、卸売りに加えて都市型の直営店舗3店舗及びECでの販売を行っております。

株式会社N o.（ナンバードット）（以下「N o.」といいます。）は、2023年10月に宝飾部門を一層強化するべく、ジュエリー商品の企画、開発、製造、卸売、小売、輸出入を目的とした、新たな子会社として設立いたしました。

新ジュエリーブランドの創出と販路の拡大により、当社グループの事業領域及び収益基盤の拡大を目的としたものです。商品の開発、市場調査の段階を経て、ブランド確立段階として催事・POP

P店舗及びEC店舗にて販売を行っております。

イ. 資金調達の目的及び理由

当社の業績は、ここ数年の急激な円安進行と物価高騰という外部環境の中で、インポートブランド商品の価格高騰及び消費意欲の減退もあり、2023年8月期及び2024年8月期における連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。直近の2025年8月期においては、高額ブランド商品から宝飾・地金商品へ軸足を移した商品展開に大きく転換を図り、粗利率の改善に努めるとともに、不採算店14店舗の閉店を実施するなど構造改革を進めてまいりました。また、同下期からはインポートブランド雑貨を中心としたヴィンテージ（リユース）商品の取扱いを順次開始し、お客様に手ごろな価格の高級ブランド品を提供することで、収益力の回復を目指しております。

こうした構造改革を進めた結果、一定の成果を得つつあるものの、2025年8月期の連結会計年度の売上高は8,841,449千円（前期比18.0%減）、営業損失404,212千円（前期は営業損失158,219千円）、経常損失435,620千円（前期は経常損失186,916千円）、親会社株主に帰属する当期純損失808,614千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失459,062千円）となりました。

大変厳しい結果とはなりましたが、宝飾・地金商品強化により粗利率の向上が図られており、不採算店舗の閉鎖も一巡いたしました。好調な立ち上がりとなったヴィンテージ商品はハイブランドのインポート雑貨を中心に取扱店舗の拡充を図ってまいりました。2025年8月期末時点でハピネス・アンド・ディの57店舗中33店舗で取り扱いを行っております。販売は好調に推移していることから、店舗規模に応じた仕入の精度を高めつつ、さらに取扱い店舗数を拡大していく方針であり、収益力の向上を確たるものにしてまいります。

また、ヴィンテージ商品の展開強化を進めるにあたり、現在の大手の買取り事業者やオークションからの仕入と合わせて、自社での買取り事業を強化する必要があると考えております。今後はM&Aを含めて買取り事業の強化と人材育成を推進するとともに、これまでSC中心であった店舗展開から、地域特性を見極めた上で、買取り機能を強化した路面店への店舗移転リニューアルも検討しております。あわせて、貴金属比重計等の各店舗の設備投資も行う考えです。

一方で、連結子会社であるNo. については、設立後、市場調査・商品開発を経て2024年11月にブランドローンチをいたしました。催事開催を主体にブランド認知向上に努めてまいりましたが、今後につきましては、販路拡大として各方面の宝飾催事への出店を進めてまいります。取扱い商品は受注生産商品に当たるため、プロモーション活動及び催事参画へ向けて、一定の在庫を調達する方針です。

上記の各施策の推進にあたって一定の資金需要が生じており、本スキームによるエクイティ・ファイナンスによって資金調達をするとともに、近年の3期連続の親会社に帰属する当期純損失により毀損した自己資本について、その回復及び充実も図れるものと判断いたしました。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（3）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

（1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるLCA0、MAP246及びBEMAPに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（3）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、割当予定先と協議した結果、2025年11月4日（以下「社債払込期日」といいます。）付でLCA0、MAP246及びBEMAPに対して以下に記載の概要にて額面価額総額140,000,000円の本社債を発行する予定です。

<本社債の概要>

1.	名 称	株式会社ハピネス・アンド・ディ第1回無担保普通社債
2.	社 債 の 総 額	金 140,000,000 円
3.	各 社 債 の 金 額	金 14,000,000 円
4.	払 込 期 日	2025 年 11 月 4 日 (火)
5.	償 還 期 日	2026 年 11 月 2 日 (月)
6.	利 率	本社債には利息を付さない。
7.	発 行 価 額	額面 100 円につき金 95 円
8.	償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
9.	償 還 方 法	満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。 (1) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為(以下に定義します。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」といいます。)において、承継会社等(以下に定義します。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本社債の保有者(以下「本社債権者」といいます。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。)の 30 日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還するものとします。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。 「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいいます。 当社は、本(1)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできません。 (2) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味します。)から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(1)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。 上記(1)及び本(2)の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、上記(1)の手続が適用されます。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本(2)に基づく通知が行われた場合には、本(2)の手続が適用されます。

	(3) スクイズアウト事由による繰上償還 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」といいます。）、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とします。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（1）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。 (4) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還 本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。 当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合 (5) 当社の選択による繰上償還 当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。）の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 (6) 本社債権者による繰上償還 本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が 351 円（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行います。）を累積 5 取引日下回った場合、当該日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。						
10. 総 額 引 受 人	割当予定先との協議を行った結果、以下のとおり割り当てます。 <table> <tr> <td>LCA0</td><td>7 口</td></tr> <tr> <td>MAP246</td><td>1 口</td></tr> <tr> <td>BEMAP</td><td>2 口</td></tr> </table>	LCA0	7 口	MAP246	1 口	BEMAP	2 口
LCA0	7 口						
MAP246	1 口						
BEMAP	2 口						

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるLCA0、MAP246及びBEMAPとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として2025年12月4日（当日を含みます。）までの期間（以下「当初コミット期間」といいます。）に、合計80,000株（LCA0：56,000株、MAP246：8,000株、BEMAP：16,000株）相当分以上の本新株予約権を行使することを確約します。（以下「当初行使コミット」といいます。）

同様に、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として2026年11月4日（当日を含みます。）までの期間（以下「中間コミット期間」といいます。）に、合計300,000株（LCA0：210,000株、MAP246：30,000株、BEMAP：60,000株）相当分以上の本新株予約権を行使することを確約します。（以下「中間行使コミット」といいます。）

さらに、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、本新株予約権の行使期間の末日である2027年11月4日（当日を含みます。）までの期間（以下「本コミット期間」といいます。）に、原則として割当予定先が保有する本新株予約権の全部を行使することを確約します。（以下「全部行使コミット」といい、当初行使コミット及び中間行使コミットとあわせて「本行使コミット」といいます。）

このように、実行期限及び行使数量が異なる3種類の本行使コミットを同時に設定することにより、当社は本新株予約権による資金調達の時期及び規模を予めある程度想定することができ、これを前提とした積極的な投資活動及び事業活動を計画することが可能となります。

ただし、以下に定義するコミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおり、当初コミット期間及び中間コミット期間はそれぞれ5取引日を限度として延長されることがあります。ここで「コミット期間延長事由」とは、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）とします。）、又は⑤割当予定先の事情に起因する場合を除き何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合のいずれかをいいます。

コミット期間延長事由が1回発生する毎に、当初コミット期間及び中間コミット期間は1取引日ずつ延長され、かかる延長は合計5回（5取引日）を上限とします。なお、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回（1取引日）として取扱います。

<コミット条項の消滅>

本コミット期間中において、コミット期間延長事由が5回を超えて発生した場合、当該時点以降、本行使コミットに係る割当予定先の全ての義務は消滅します。

なお、本行使コミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議を行った結果、631円（発行決議日の直前取引日の終値の90%）であり、2025年11月4日以降、修正基準日価額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます。この場合の下限行使価額は351円（発行決議日の直前取引日の終値の50%の1円未満の端数切上げとなります）。

但し、いずれかの修正日の直前取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

下限行使価額は、当初351円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

また、上記のとおり、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が一旦下落した後行使日に上昇したような場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は適切であると判断しております。

加えて、本新株予約権は、上記のとおり修正基準日を行使日の前週最終取引日とする新株予約権であり、週毎に行使価額が固定される新株予約権と考えることができます。当該修正条件においては、原則として、行使日の株価が前週最終取引日の終値を超えている局面において、本新株予約権の行使を期待することができ、日々の株

価のボラティリティを一定程度吸収することが可能となります。

他方で、日毎に行使価額が修正される修正条件の場合、原則として、行使日当日の株価が行使日前日の株価を上回っている局面において新株予約権の行使が行われ、行使日当日の株価が行使日前日の株価を下回っている局面において新株予約権の行使は行われない傾向にあるため、新株予約権の行使が円滑に進むか否かは日々の株価の変動に依存し、株価のボラティリティが高い場合には、マーケット状況や割当予定先の判断等によっては新株予約権の行使が円滑に進まない可能性があります。そこで、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収しつつ、本新株予約権の円滑な行使を期待できるスキームが適切であると判断いたしました。

したがって、本修正条件においては、行使時の株価を基準として足元での資金需要に対応しながら、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収しつつ、本新株予約権の行使判断が行使日前日及び行使日当日の株価の変動に大きく影響を受けることなく、円滑に本新株予約権の行使を行うことが可能となると考えられることから、当社における円滑な資金調達の実現及び流動性の向上に資するものであり、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載した当社の現状の目的及びニーズに沿うものと判断いたしました。

③ 制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

④ 本新株予約権の買戻

本新株予約権の買戻は、割当予定先との協議を行った結果、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当先から買い取ります。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う、早期に多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討していたところ、下記「(3) 本スキームの特徴」及び「(4) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、下記「(3) 本スキームの特徴」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であると考えられたことから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

<メリット>

① 発行時に一定の資金調達が可能

本社債の発行により、発行時点で一定程度の資金を調達することができます。

② 新株予約権による確実性の高い資金調達

全部行使コミットの効果として、本新株予約権（対象となる普通株式数 600,000 株）は、原則として 2027 年 11 月 4 日までに全部行使されます。コミット期間延長事由が 5 回を超えて発生した場合には全部行使コミットが消滅する可能性もあるものの、権利行使が行われる蓋然性は高く、確実性の高い資金調達手段であるといえます。

③ 時期に応じた資金調達

全部行使コミットに加え、合計 80,000 株分の当初行使コミット（原則として 1 ヶ月以内に行使）及び合計 300,000 株分の中間行使コミット（原則として 1 年以内に行使）が同時に設定されており、全部行使コミットによる全体を通じた資金調達と、当初行使コミット及び中間行使コミットによる段階的かつタイムリーな資金調達が両立することができます。

④ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計 600,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。

⑤ 株価上昇時の調達額の増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している600,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑦ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の書面による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリット>

① 当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、本社債により早期の段階で一定の資金は調達できますが、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性又は資金調達がされない可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の前営業日の株価を下回り推移する状況では、当初の行使価額に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額を継続的に下回る環境下では、行使コミットは消滅することとされているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計600,000株（議決権数6,000個）であり、2025年8月31日現在の当社発行済株式総数2,591,600株及び議決権数25,348個を分母とする希薄化率は23.15%（議決権ベースの希薄化率は23.67%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権は原則として約2年間にわたって段階的に行使される予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。

（４） 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

（a）公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（b）株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（c）新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。なお、割当予定先によると、当社が必要とする額の資金を一度に新株式の引受けにより出資することは当社の財務状況に鑑みてリスクが高過ぎ、本新株予約権を段階的に行使することにより順次出資を行い、リスク状況に応じて適宜本新株予約権の行使により取得した株式を売却する形式での資本提供にしか応じられないとのことです。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要があります。また MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常損失を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断し、本社債の発行による最大調達額は当面の必要資金額の範囲に限定いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 本社債の発行により調達する資金の額

① 払込金額の総額	133,000,000 円
-----------	---------------

(注) 本社債に関しましては、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」にその概要を記載しております。

(2) 本新株予約権の発行により調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	379,860,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	1,260,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	378,600,000 円
② 発行諸費用の概算額	6,277,000 円
③ 差引手取概算額	373,583,000 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株予約権の払込金額の総額 1,260,000 円
 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 378,600,000 円

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、信用調査費用、登記費用及び有価証券届出書作成費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された見込額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(3) 調達する資金の具体的な使途

A. 本社債により調達する資金の具体的な使途

本社債の発行により調達する資金の額は、133 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① M&A 資金	30	2025 年 11 月～2026 年 8 月
② 宝飾関連設備投資	16	2025 年 11 月～2026 年 8 月
③ 店舗の移転リニューアル	60	2025 年 11 月～2026 年 8 月
④ 在庫調達資金	27	2025 年 11 月～2026 年 11 月
合計	133	

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① M&A 資金

これまでヴィンテージ商品の調達に際しては、大手ブランド品買取り事業者やオークション事業者を通じて仕入を行ってまいりました。今後、ヴィンテージ商品の取扱いを強化していくにあたり、利益率向上のため自社での買取り事業を強化する考えです。その際、商品買取りのノウハウを有する企業の事業をM&Aにより取得する方針です。

現在、候補会社の選定も進んでおり、M&A 資金として 2026 年 8 月までに 30 百万円を充当する予定です。

② 宝飾関連設備投資

買取り事業強化の一環として、各店舗における宝飾品・地金商品の買取りに際しての設備投資を行う考えです。貴金属比重計等の買取り事業に係る所要の投資を行い、鑑定時の信頼性を確保してまいります。1 店舗当たり 500,000 円前後、32 店舗への投資を予定しております。よって、宝飾関連設備投資として 2026 年 8 月までに 16 百万円を充当する予定です。

③ 店舗の移転リニューアル

当社はこれまで、大型ショッピングセンターへの出店を中心に店舗展開を進めてまいりました。不採算店の閉店も一巡し、構造改革の途上でもあることから、新規出店については当面見合わせる方針としております。しかしながら、今後ヴィンテージ商品の展開や買取り事業を強化していくにあたり、地域の特性を考慮したうえで、限定的ながら商業エリアへ路面店舗として移転リニューアルを行う考えです。当面 2 店舗の移転を視野に検討しており、2026 年 8 月までに 1 店舗当たり 30 百万円、合計 60 百万円を充当する予定です。

④ 在庫調達資金

ヴィンテージ商品はハイブランドのインポート雑貨を中心に取扱店舗の拡充を図ってまいりました。2025 年 8 月期末時点でハピネス・アンド・ディの 57 店舗中 33 店舗で取り扱いを行っております。販売は好調に推移していることから、店舗規模に応じた仕入の精度を高めつつ、さらに取扱い店舗数を拡大していく方針です。商品の調達については、大手ブランド品買取り事業者やオークション事業者を通じて仕入を行っておりますが、今後さらに仕入先を拡充し、一店舗当たりの取扱高も拡大していきたいと考えております。また、宝飾・地金商品の販売も好調に推移していることから、商品強化へ向けて在庫の先行取得を行っていく考えです。これにともない、2026 年 11 月までに一定の在庫調達資金として 21 百万円を充当する予定です。

また、子会社N o. においては、販路拡大として各方面の宝飾催事への参加を進めてまいります。受注生産商品に当たるため、プロモーション活動及び催事参画へ向けて、資金調達により一定の在庫を確保する方針であり、2026 年 11 月までに 6 百万円を充当する予定です。

B. 本新株予約権により調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約373百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① 社債の償還（額面価額総額）	140	2025年11月～2026年11月
② 在庫調達資金	233	2025年11月～2027年11月
合計	373	

- (注) 1. 調達した資金は、実際の支出までは、当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。
2. 資金使途優先順位は①から順としますが、各項目の必要なタイミングに応じて柔軟に配分して参ります。
3. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整され、これに伴って資金調達額が変動する可能性があります。また割当予定先は本買取契約において、本新株予約権の行使期間中に原則として全部の本新株予約権を行使することを確約（全部行使コミット）していますが、かかる全部行使コミットは、本新株予約権の発行日の翌取引日以降にコミット期間延長事由が5回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。
4. 調達資金が不足した場合や本社債の繰上償還条項に抵触した場合には、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの借入等の追加での資金調達や自己資金により賄うことも検討する予定です。

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① 社債の償還

当社は、前述のとおり本スキームの一部として2025年11月4日にLCAO、MAP246及びBEMAPに対して額面価額総額140百万円の第1回無担保普通社債を発行する予定であります。同社債の発行により調達した資金は、M&A資金、宝飾関連設備投資、店舗の移転リニューアル、在庫調達資金に充当いたします。

同社債の償還期日は2026年11月2日を予定していますが、本新株予約権の行使によって当社に払込まれた金額に応じて、その都度本社債の繰上償還請求を行うことができるようになっています。そのため、当社は当該繰上償還請求が行われることを前提に、本新株予約権による資金調達額のうち本社債の額面価額総額である140百万円については、本社債の償還資金として留保する予定です。

上記のとおり、第1回無担保普通社債の償還のために140百万円を充当します。

② 在庫調達資金

ヴィンテージ商品はハイブランドのインポート雑貨を中心に取扱店舗の拡充を図ってまいりました。2025年8月期末時点でハピネス・アンド・ディの57店舗中33店舗で取り扱いを行っております。販売は好調に推移していることから、店舗規模に応じた仕入の精度を高めつつ、さらに取扱い店舗数を拡大していく方針です。商品の調達については、大手ブランド品買い取り事業者やオークション事業者を通じて仕入を行っておりますが、今後さらに仕入先を拡充し、一店舗当たりの取扱高も拡大していきたいと考えております。また、宝飾・地金商品の販売も好調に推移していることから、商品強化へ向けて在庫の先行取得を行っていく考えです。これにともない、一定の在庫調達資金として233百万円を充当する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（3）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。

当社は、赤坂国際会計が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価（701 円）、ボラティリティ（12.8%）、当社の予定配当額（7.5 円/株）、無リスク利子率（0.9%）、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額の210 円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、発行決議日の直前取引日の終値の90%である631 円としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前週の最終取引日の当社普通株式の普通取引の終値90%に相当する金額に修正されるものの、下限行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額である351 円を下回ることはありません。なお、本新株予約権の行使価額についてディスカウント率を10%、下限行使価額を発行決議日の直前取引日の終値の50%としたのは、かかるMS ワラントの過去の発行例の多くにおいて同様の水準が採用されていることに加え、割当予定先の権利行使に応じて資金調達を実現する本新株予約権の発行スキームに照らし、当社が必要とする資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と協議し、決定したものであります。

以上のことから、新株予約権の行使価額は最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないこと、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計がかかる行使価額を含む公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会（うち2名が社外取締役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計600,000株（議決権数6,000個）であり、2025年8月31日現在の当社発行済株式総数2,591,600株及び議決権数25,348個を分母とする希薄化率は23.15%（議決権ベースの希薄化率は23.67%）に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は、原則として約2年間にわたって段階的に行使される予定であり、希薄化による影響を限定しつつ当社の必要とするだけの資金調達が当社の希望する期間において実施できるための設計がなされております。また、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（3）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は1,867株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① LCA0

(a) 名 称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
(b) 所 在 地	P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資	
(e) 組 成 日	2013年3月11日	
(f) 出 資 の 総 額	約338百万米ドル (49,365百万円) (2024年12月31日時点) (注) 1	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
(h) 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	ディレクター : James Xinjun Tu
	事 業 内 容	投資運用業
	資 本 金	8,427,100 香港ドル (157 百万円)
(i) 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません。
	所 在 地	該当事項はありません。
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	該当事項はありません。
	事 業 内 容	該当事項はありません。
	資 本 金	該当事項はありません。
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

② MAP246

(a) 名 称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	
(b) 所 在 地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio)	
(d) 組 成 目 的	投資	
(e) 組 成 日	2019年8月1日	
(f) 出 資 の 総 額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注) 2	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注) 2	
(h) 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited

	所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100 香港ドル（157 百万円）
(i) 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
(j) 上場会社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

③ BEMAP

(a)	名	称	BEMAP Master Fund Ltd.																			
(b)	所	在	地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands																		
(c)	設	立	根	拠	等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社																
(d)	組	成	目	的	投資																	
(e)	組	成	日	2017 年 1 月 25 日																		
(f)	出	資	の	総	額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注) 2																
(g)	出	資	者	・	出	資	比	率	・	出	資	者	の	概	要	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注) 2						
(h)	業	務	執	行	組	合	員	の	概	要	名	称	Long Corridor Asset Management Limited									
											所	在	地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong								
											代	表	者	の	役	職	・	氏	名	ディレクター：James Xinjun Tu		
											事	業	内	容	投資運用業							
											資	本	金	8,427,100 香港ドル (157 百万円)								
(i)	国	内	代	理	人	の	概	要	名	称	該当事項はありません。											
									所	在	地	該当事項はありません。										
									代	表	者	の	役	職	・	氏	名	該当事項はありません。				
(j)	上	場	会	社	と	当	該	ファ	ンド	との間の関係	当	社	と	当	該	ファ	ンド	との間の関係	該当事項はありません。			
											当	社	と	業	務	執	行	組	合	員	との間の関係	該当事項はありません。
											当	社	と	国	内	代	理	人	との間の関係	該当事項はありません。		

- (注) 1. 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025 年 10 月 17 日現在におけるものです。
2. 割当予定先である MAP246 及び BEMAP の出資額、主たる出資者及びその出資比率については、LCAO、MAP246 及び BEMAP と一任契約を締結し、その運用を行っている香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（以下「LCAM」といいます。）の Investor Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得

られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246 と LCAM 及び BEMAP との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (3) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、本年4月24日に当社の決算説明会に出席し、当社代表取締役前原聡と交流があった今村公認会計士事務所の代表者である今村吉宏氏（同氏はLCAMと顧客紹介契約を締結）から、当社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解する分析能力を有し、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって資金調達ができる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な条件を提示できる可能性が高い機関投資家としてLCAMの紹介を受け、本年8月18日にLCAMから具体的な提案として、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPに対する第三者割当による本新株予約権発行及び本社債発行の提案を受けました。

① LCAO

LCAOは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、当社が必要とする調達金額に対応可能な資金力を有しております。LCAMからの提案の中で、LCAOは株式等への投資実績も豊富であり、当社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断いたしました。

② MAP246

MAP246は、LCAMが一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオの一つであり、柔軟な投資スタイルを特徴としています。MAP246に関しても日本企業への投資経験があり、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、MAP246は当社のファイナンス方針に沿った協調的な投資家であり、割当先として適切と判断いたしました。

③ BEMAP

BEMAPもLCAO及びMAP246と同様に、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、株式を含む複数アセットへの投資経験を有しています。BEMAPについては、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、当社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、安定的かつ友好的な株主として適切な割当先であると判断いたしました。

上記判断の前提として、当社がLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングを行ったところ、LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、米国の年金や大学基金を預かるファンドオブファンズが主な資金源であること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であるとの説明を受けております。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨をLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏から口頭にて確認しております。

また、当社とLCAO、MAP246及びBEMAPは、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にLCAO、MAP246及びBEMAPが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ。LCAO、MAP246 及び BEMAP は、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

- (a) 当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等(以下「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
- (b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
- (c) 東京証券取引所において当社普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- (d) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合
- (e) 本新株予約権の行使可能期間の最終2か月

ウ。LCAO、MAP246 及び BEMAP は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうちLCAOについて、2024年12月期のErnst&Youngによる監査済み財務書類及びLCAOの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2025年7月1日から2025年7月3日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCAOより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

当社は、LCAOの財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びLCAOが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCAOの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表者西健一郎氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に当社は、割当予定先のうちMAP246について、2024年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2025年7月1日から2025年7月3日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

同様に、当社は、割当予定先のうちBEMAPについて、2024年12月期のDeloitte&Touche LLPによる監査済み財務書類である貸借対照表の現金及び現金同等物、並びに、BEMAPの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2025年7月2日から2025年7月4日までにおける残高証明書を確認するとともに、BEMAPより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

また、当社はLCAO、MAP246及びBEMAPから入手した上記残高証明書の日付以降、LCAO、MAP246及びBEMAPの保有資産に重大な変更がないことをLCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLCAMのInvestor Advisor であるLong Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認しております。したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社取締役副社長である田篤史氏は、その保有する当社普通株式の一部についてLCAO、MAP246及びBEMAPへの貸株を行う予定です(契約期間:2025年10月17日~2027年11月4日、貸借株数(上限):それぞれ70,000株、10,000株及び20,000株、貸借料:無償、担保:無し)。

割当予定先は、本新株予約権に関するヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、上記貸主との株式貸借取引に関する契約書にて定められる予定です。

(6) 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、各割当予定先の関係者、役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。また、上記とは別に、各割当予定先が反社会的勢力の

影響を受けているか否かにつきまして、第三者信用調査機関であるリスクプロ株式会社（所在地：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号 靖国九段南ビル 2F、代表取締役：小板橋 仁、以下、「第三者信用調査機関」といいます。）へ調査を依頼しました。

当社は、LCAO、MAP246 及び BEMAP 並びに LCAM、LCAO、MAP246 及び BEMAP の出資者及び出資者のディレクター、並びに LCAM の出資者及びディレクターが、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者信用調査機関に調査を依頼した結果、LCAO、MAP246 及び BEMAP 並びに LCAM、LCAO、MAP246 及び BEMAP の出資者及びディレクター、並びに LCAM の出資者及びディレクターについて、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。なお、LCAM は、LCAO、MAP246 及び BEMAP が保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

上記の信用調査の結果、各割当予定先について、各割当予定先の関係者、役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。さらには、当社独自の調査として口頭での確認に加えてインターネット検索による調査を行い、各割当予定先の株主及び出資者が反社会勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。その結果、当社として各割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2025 年 8 月 31 日現在）	
田 篤史	22.67%
田 泰夫	21.54%
有限会社DEN	5.79%
野村 正治	4.13%
田 啓子	2.70%
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	0.71%
長戸 悠一郎	0.65%
前原 聡	0.47%
新沼 吾史	0.46%
高安 勝	0.35%

- (注) 1. 持株比率は、2025 年 8 月 31 日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の大株主及び持株比率の記載はしていません。
3. 持株比率は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本第三者割当による 2026 年 8 月期業績に与える影響は軽微であります、開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達には、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	第 33 期 2023 年 8 月期	第 34 期 2024 年 8 月期	第 35 期 2025 年 8 月期
売 上 高 (千 円)	12,742,594	10,780,967	8,841,449
営 業 損 失 (△) (千 円)	△216,799	△158,219	△404,212
経 常 損 失 (△) (千 円)	△243,762	△186,916	△435,620
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千 円)	△668,051	△459,062	△808,614
1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△263.44	△180.39	△317.59
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	15.0	15.0	7.5
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	572.01	381.89	60.96

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025 年 10 月 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	2, 591, 600 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	651, 200	25. 13%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	651, 200	25. 13%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	651, 200	25. 13%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

(単位：円)

決算年月	第 33 期 2023 年 8 月期	第 34 期 2024 年 8 月期	第 35 期 2025 年 8 月期
始 値	899	907	835
高 値	954	915	869
安 値	880	789	644
終 値	908	835	703

② 最近 6 か月間の状況

(単位：円)

	2025 年 5 月	2025 年 6 月	2025 年 7 月	2025 年 8 月	2025 年 9 月	2025 年 10 月
始 値	729	700	710	720	700	718
高 値	729	712	736	725	720	719
安 値	700	700	702	697	699	701
終 値	700	709	715	703	718	701

(注) 2025 年 10 月の状況につきましては、2025 年 10 月 16 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025 年 10 月 16 日
始 値	703 円
高 値	704 円
安 値	701 円
終 値	701 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第11回及び第12回新株予約権の発行

割 当 日	2023年10月30日
割当てた新株予約権の付与対象者の区分及び人数(名)	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法による
割当てた新株予約権の個数(個)	6,000個 第11回新株予約権 3,000個 第12回新株予約権 3,000個
新株予約権の行使期間※	2023年10月31日から2026年10月30日までの期間とします(但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とします)。
発行時における調達予定資金の額(円)	811,788,000円(差引手取金概算額:780,173,000円) (内訳) 本第11回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 1,524,000円 新株予約権行使による調達額: 360,000,000円 本第12回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 264,000円 新株予約権行使による調達額: 450,000,000円
行使価額(円)	当初行使価額 本第11回新株予約権 1,200円 本第12回新株予約権 1,500円 本第11回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第11回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第11回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、本第11回新株予約権の発行要項第17項に定める本第11回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が712円(以下、「下限行使価額」といい、本第11回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。 本第12回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第12回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第12回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(修正日価額)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が712円(下限行使価額。本第12

	回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。		
割 当 日 に お け る 発 行 済 株 式 総 数 (株)	2,581,600		
現 時 点 に お け る 行 使 状 況 (個)	本第11回新株予約権 2,900 個 (290,000 株) 本第12回新株予約権3,000 個 (300,000 株)		
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途 ・ 支 出 予 定 時 期	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
	I 本第 11 回新株予約権		2023 年 10 月から 2026 年 10 月
	①M&A資金	243	
	②新規事業資金	100	
	II 本第 12 回新株予約権		2023 年 10 月から 2026 年 10 月
	①M&A資金	437	
	合計	780	
資 金 使 途 変 更 後 の 資 金 使 途 ・ 支 出 予 定 時 期	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
	I 本第 11 回新株予約権		2023 年 10 月から 2026 年 10 月
	① M&A資金	83	
	② 新規事業資金	100	
	③ 地金の在庫取得資金	60	
	④ 新業態進出資金	100	
	II 本第 12 回新株予約権		2023 年 10 月から 2026 年 10 月
	①M&A資金	437	
	合計	780	
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	2024年11月に第11回新株予約権の権利行使により7百万円を調達しておりますが 地金の在庫取得資金に充当しております。		

資金使途変更の詳細については、2024 年 8 月 26 日「第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の 行使価額修正（行使価額修正型新株予約権への転換権の行使）及び資金使途変更のお知らせ」をご参照ください。

株式会社ハピネス・アンド・ディ第13回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ハピネス・アンド・ディ第13回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 1,260,000 円
3. 申込期日
2025 年 11 月 4 日
4. 割当日及び払込期日
2025 年 11 月 4 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	4,200 個
MAP246 Segregated Portfolio	600 個
BEMAP Master Fund Ltd.	1,200 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 600,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
6,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり金 210 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 1,260,000 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 631 円とする。但し、行使価額は第 10 項及び第 11 項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。
10. 行使価額の修正
2025 年 11 月 4 日以降、第 15 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、

行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 351 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社の取締役に対するストックオプションの発行を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場

合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換、合併又は株式交付のために行き行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年11月5日から2027年11月4日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第12項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金210円とした。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社千葉銀行 本店営業部

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上